家消費等という。既築建造物に発電設備を設置する場合については、当該設備を設置する一の需要場所における前年（法第９条第１項に基づく認定申請の日から遡って１年間）の電力消費量を証明できるものを併せて提出すること。
（注２１）事業者を変更し、右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。
（注２２）事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
（注２３）認定計画の内容の変更に伴い、必要な書類を添付すること。以前の提出書類から変更がある項目は「有」、変更がない項目は「無」のボックスにチェックを付すこと。
（注２４）課税事業者の場合には、電子又は書面にて発行されたインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録通知書の写しを添付すること。
（注２５）公的機関の発行する書類については、申請日より３ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。
（注２６）登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
（注２７）建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
（注２８）標準構造図及び標準配線図の変更については、提出を省略することができる。変更後の欄には、「提出省略」と記載すること。それ以外の図面の変更の場合は、変更後の図面を提出すること。
（注２９）発電設備の出力、接続契約締結日を変更する場合に添付すること。
（注３０）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

様式第４の２（第８条関係）

再生可能エネルギー発電事業計画変更等認定申請書
（市場取引等により供給する事業を行う場合に限る）

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

申請者　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第１０条第１項の規定に基づき、認定計画について変更又は追加の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変更認定申請又は追加認定申請の別（該当項目をチェック）
□変更認定申請（なお、変更認定申請と追加認定申請を同時に行う場合を含む。）
□追加認定申請

変更又は追加対象事業計画（注２）

設備ＩＤ（識別番号）	
発電設備の名称	
運転開始の有無（注３）	□運転開始前 □運転開始後（運転開始日：　　年　　月　　日）

変更又は追加概要（該当項目をチェック：複数選択可）
□　認定計画情報
□　認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合）

担当経済産業局（注４）　＿＿＿